

入札時の注意点

令和2年4月1日以降に売却実施処分がされた不動産競売事件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札者が個人の場合）又は資格証明書（入札者が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札者が宅地建物取引業者の場合）

- ◆ 上記1及び2の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ◆ 上記1の陳述書の「陳述」欄にある「☐自己の計算において・・・ありません。」の□のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書9を参照の上、必ず別紙も添付してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

釧路地方裁判所北見支部

裁判所書記官 数 井 夢 果

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 1 1 月 2 6 日から 令和 7 年 1 2 月 3 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 1 2 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 釧路地方裁判所北見支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 1 2 月 2 2 日 午前 9 時 3 0 分 場 所 釧路地方裁判所北見支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 1 2 月 1 0 日から 令和 7 年 1 2 月 1 2 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 1 月 1 1 日から当庁書記官室に備え置きます。

次頁備考欄に、「民事執行規則 3 0 条の 3 による価額変更」と記載のあるものについては、執行裁判所が同規則所定の方法によって前回の売却基準価額を変更したものです。

[illegible]

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在 | 網走郡美幌町字稲美 |
| | 地 番 | 59番35 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 270.10平方メートル |
| 2 | 所 在 | 網走郡美幌町字稲美 59番地35 |
| | 家屋 番号 | 59番35 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 90.72平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 8月15日

釧路地方裁判所北見支部

裁判所書記官 数 井 夢 果

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
 - 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
 - 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
 - 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
 - 5 各種「詳細説明」は、当裁判所書記官室に別ファイルで備え付けられています。
-

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在 | 網走郡美幌町字稲美 |
| | 地 番 | 59番35 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 270.10平方メートル |
| 2 | 所 在 | 網走郡美幌町字稲美 59番地35 |
| | 家屋 番号 | 59番35 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 90.72平方メートル |



令和 7年(ヌ)第 7号
令和 7年 6月20日受理
令和 7年 8月 5日提出

現況調査報告書



釧路地方裁判所北見支部

執行官 古 田 正 士

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在 | 網走郡美幌町字稲美 |
| | 地 番 | 59番35 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 270.10平方メートル |
| 2 | 所 在 | 網走郡美幌町字稲美 59番地35 |
| | 家屋 番号 | 59番35 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 90.72平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	住居表示未実施	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（ ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物間取図のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件建物を住居（空き家）として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 ☐ ある { 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

物件1につき

- ・ 土地建物位置関係図のとおり境界石が存在する。
- ・ 北西側境界線は公道（町道）と接している。
- ・ 接道より約0.6メートル高く、すべての隣地とは等高である。
- ・ 土地建物位置関係図のとおり、土留め、スロープ、トタン塀が存在する（写真⑨⑩⑪）。
- ・ 土地建物位置関係図のとおり、フェンスが存在する。同フェンスは南東側隣地（59番56）に越境している可能性がある（写真⑫）。
- ・ 土地建物位置関係図のとおり、電柱が存在する。同電柱は株式会社N T T 東日本の所有物であるが、株式会社N T T 東日本は土地所有者とは何も契約を締結していない（写真⑬、「関係人の陳述等」参照）。

物件2につき

- ・ 全体的に、経年等による汚損及び損傷が散見される。特に以下の部分で顕著である。
 - 1 台所の全体的な汚損（写真③）
 - 2 浴室の全体的な汚損（写真⑤）
 - 3 南側和室の戸の下枠の損傷（写真⑥）
 - 4 洋室の壁の汚損（写真⑦）
 - 5 東側和室の畳の損傷（写真⑧）
- ・ 仮設物置（スチール製、4.25平方メートル）が存在する（写真⑭）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 株式会社N T T東日本 ー北海道設備部サービス 運営部門設備管理担当 民地グループの職員	・ 本件土地上の電柱について現在の土地所有者とは何も契約を締結していません。本件土地の所有権が前土地所有者から現在の土地所有者に移転した際、何も連絡がなかったので、契約等を締結することはできませんでした。前土地所有者とは、正式な契約は締結していない状態で、口頭により本件土地に当該電柱を設置することにつき承諾を得ていました。本件土地を取得する方には、当社に対し、電柱についての問合せをしていただけることを希望します。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

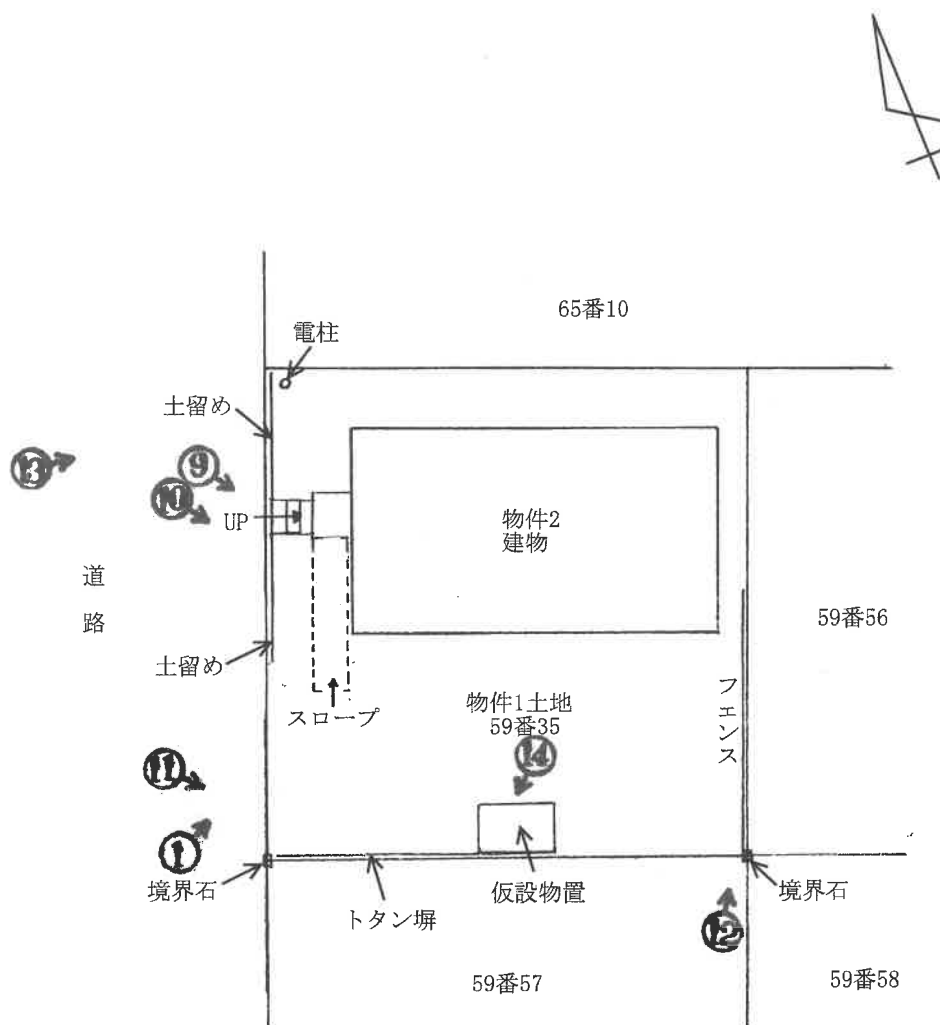
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 7月 7日 (月) 14 : 00 - 14 : 15	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
R7年 7月18日 (金) 11 : 30 - 12 : 30	物件所在地	立入調査, 占有調査, 地積調査, 写真撮影
R7年 7月30日 (水) 16 : 00 - 16 : 15	執行官室	電柱調査 (株式会社N T T東日本ー北海道設備部サービス運営部門設備管理担当 民地グループの職員から電話聴取)
R7年 7月31日 (木) 14 : 45 - 14 : 50	執行官室	接道調査 (美幌町役場職員から電話聴取)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行したが, 債務者本人が在宅した。 ☒ 令和 7年 7月18日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

(概測による配置図であり、測量専門家によるものではありません)

←○写真撮影位置・方向



建物間取図

←○写真撮影位置・方向





1



2



3



4



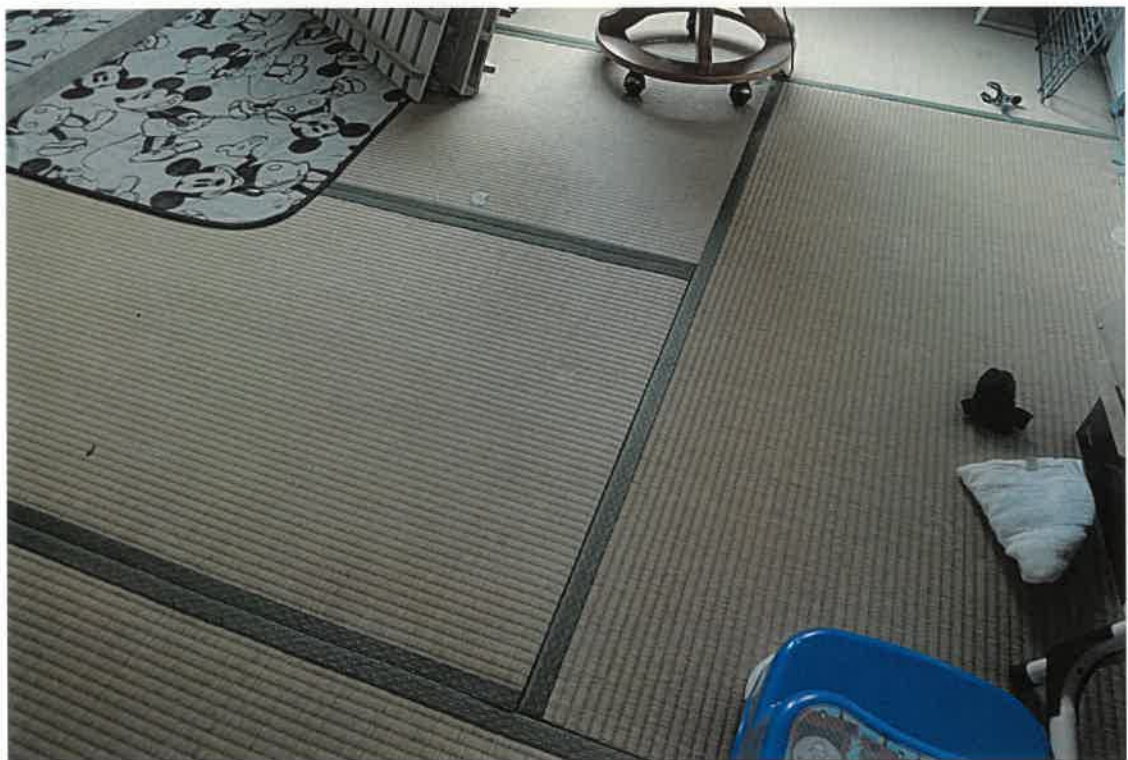
5



6



7



8



9



10



11



12



13



14

令和 7 年（ヌ）第 7 号
令和 7 年 7 月 1 8 日現地調査
令和 7 年 8 月 5 日評 価

釧路地方裁判所北見支部 御中

評 価 書



評価人 不動産鑑定士

河 合 貢

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 2 , 5 9 0 , 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1 , 4 7 0 , 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 1 , 1 2 0 , 0 0 0 円

- 1 一括価格は上記各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目 的 物 件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	網走郡美幌町字稲美 59番35 宅地 270.10㎡	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	網走郡美幌町字稲美59番地35 59番35 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 90.72㎡	同 左
番 号	特 記 事 項		
2	仮設物置1棟有り。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR石北本線「美幌」駅の南東方・直線距離約2.4kmに位置する。バス便では「いなみ薬局」停留所の南方・道路距離約130m。	
付近の状況	市街地南東の郊外寄りで国道243号線の南方背後地域に位置し、主に一般戸建住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別적인規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種低層住居専用地域 50% 80% － －
画地条件	間口約16.5m、奥行約16.4m、地積約270㎡のほぼ正方形地。地勢は概ね平坦であるが道路からは若干高く、土留め及び階段が設置されている。南東側隣地境界線沿いの一部にフェンス、南西側隣地境界線沿いの一部にトタン塀が設置されている。電柱が1本設置されている。	
接面道路の状況	北西側舗装町道（幅員8m）に接面している。 建築基準法第42条1項1号該当。	
土地利用状況等	本件建物等の敷地として利用されている。 詳細は執行官の現況調査報告書参照。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり	
特記事項	①埋蔵文化財包蔵地ではない。 ②現地調査及び土地建物全部事項証明書による調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため詳細については専門家による調査を要する。 ③フェンスの一部が南東側隣地（59番56）に越境している可能性がある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：昭和55年10月6日新築。 経過年数：約45年 経済的残存耐用年数：無きに等しい。
仕 様	外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス、化粧合板等 床：クッションフロア等 設 備：電気、給排水設備、ボイラー等
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり。
現況用途等	現況用途：第3 目的物件記載のとおり。 間 取 り：3LDK
品 等	やや劣る。
保守管理状態	内外装に改装・改修された形跡があるが、詳細は不明である。随所に汚損が見られ、保守管理状態は劣る。
建物利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	①検査済証の交付有り。 ②スチール製仮設物置（約4.25㎡）が1棟存する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格（土地に定着した工作物である土留め・フェンス等を含む）を次のとおり求めた。尚、電柱の存在による増減価は無いと判断した。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	13,500	1.00	270.10	0.90	3,280,000

ア標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地等からの規準

公示地等価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $13,900\text{円}/\text{㎡} \times 99/100 \times 100/100 \times 100/102 \div 13,500\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：公示地等価格の価格時点から評価日までの推定変動率。

◇標準化補正：特になし

◇地 域 格 差：接近条件+2%

イ個別格差：特になし

ウ地積：登記数量による。

エ建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ建付地価格：万円未満切り捨て。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	附属建物等価格 (円) エ	建物の価格 (円) (ア×イ×ウ)+エ=オ
2	150,000	90.72	0.10	0	1,360,000

ウ現価率：全体的な老朽化の状況を考量のうえ残存価値程度の10%と判定した。

エ附属建物等価格：仮設物置について現況等を勘案し経済価値無しと判定した。

オ建物の価格：万円未満切り捨て。

2 評価額の判定

土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権価格

番号	建付地価格（円） (1(1)オ) ア	敷土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 （円） ア×イ＝ウ
1	3,280,000	0.20	法定地上権	650,000

イ土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を20%と査定した。

ウ土地利用権等価格：万円未満切り捨て。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） (1(1)オ、1(2)オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 （円） イ（2(1)ウ）	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 （敷金等） カ	評価額 （円） (ア±イ)×ウ× エ×オーカ＝キ
1	3,280,000	－650,000	－	0.80	0.70	－	1,470,000
2	1,360,000	＋650,000	－	0.80	0.70	－	1,120,000
一 括 価 格（合 計）							2,590,000

ウ占有減価修正：特にない。

エ市場性修正：当地区の需給動向、目的物件の個別的要因等を勘案し所要の調整を行った。

オ競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カその他の控除減価：特にない。

キ評価額：万円未満切り捨て。

第6 参考価格資料

地価調査価格〔美幌－3〕

所 在：網走郡美幌町字稲美82番37

価 格：13,900円/㎡

価 格 時 点：令和6年7月1日

交通接近状況：JR「美幌」駅 順路約3.1km

地 積：259㎡

供給処理施設：水道、下水

現 況：住宅（木造2階建）の敷地

接 面 街 路：北東8m町道

用途指定等：第1種低層住居専用地域（建ぺい率50%、容積率80%）

地域の概要：郊外型店舗が建ち並ぶ国道背後の中規模戸建住宅地域

固定資産評価額（令和7年度）

物件1：2,457,910円

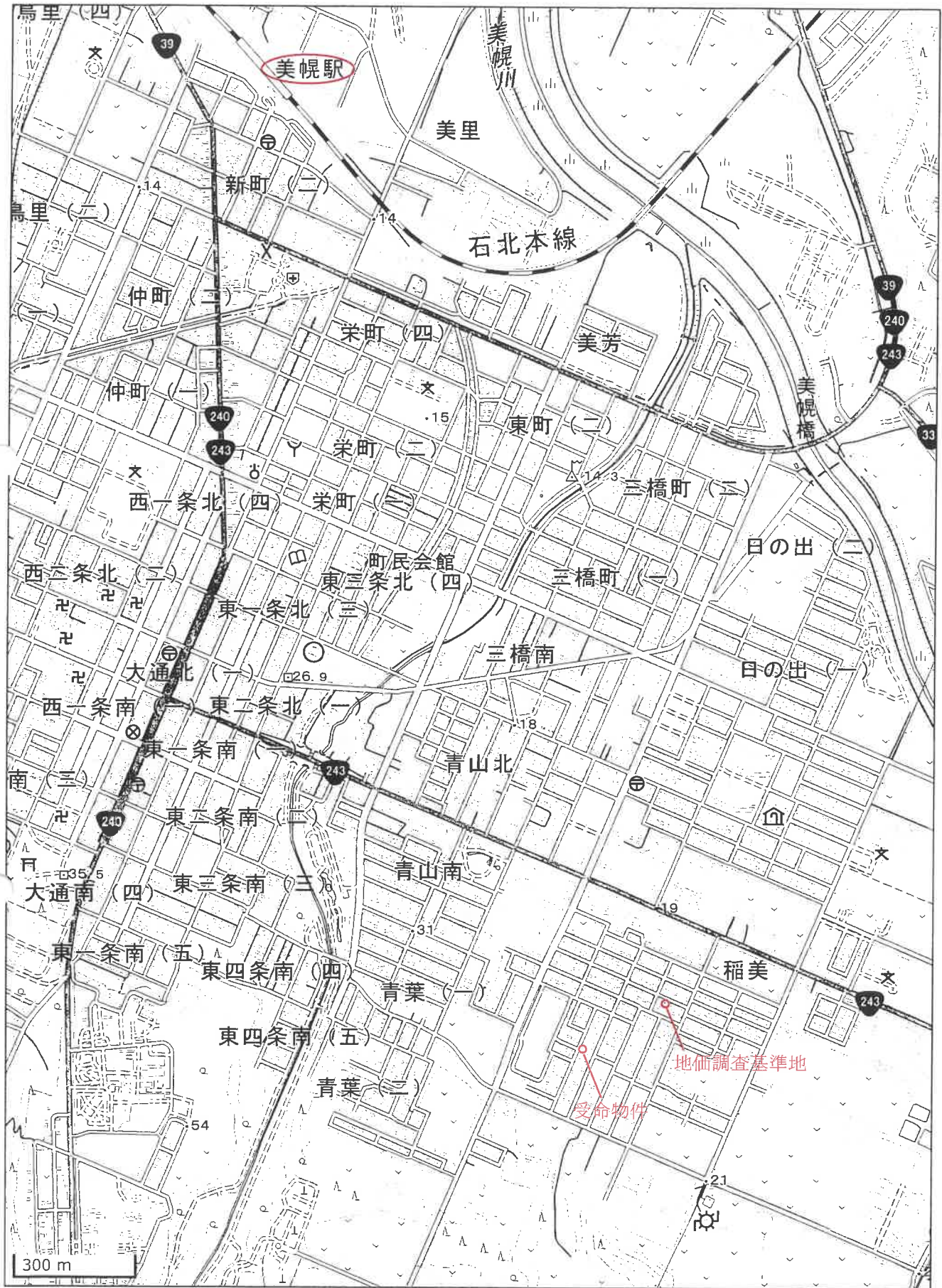
物件2：1,526,232円

（ここに掲げた参考価格資料は当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは性質が異なるものである。）

第7 付属資料

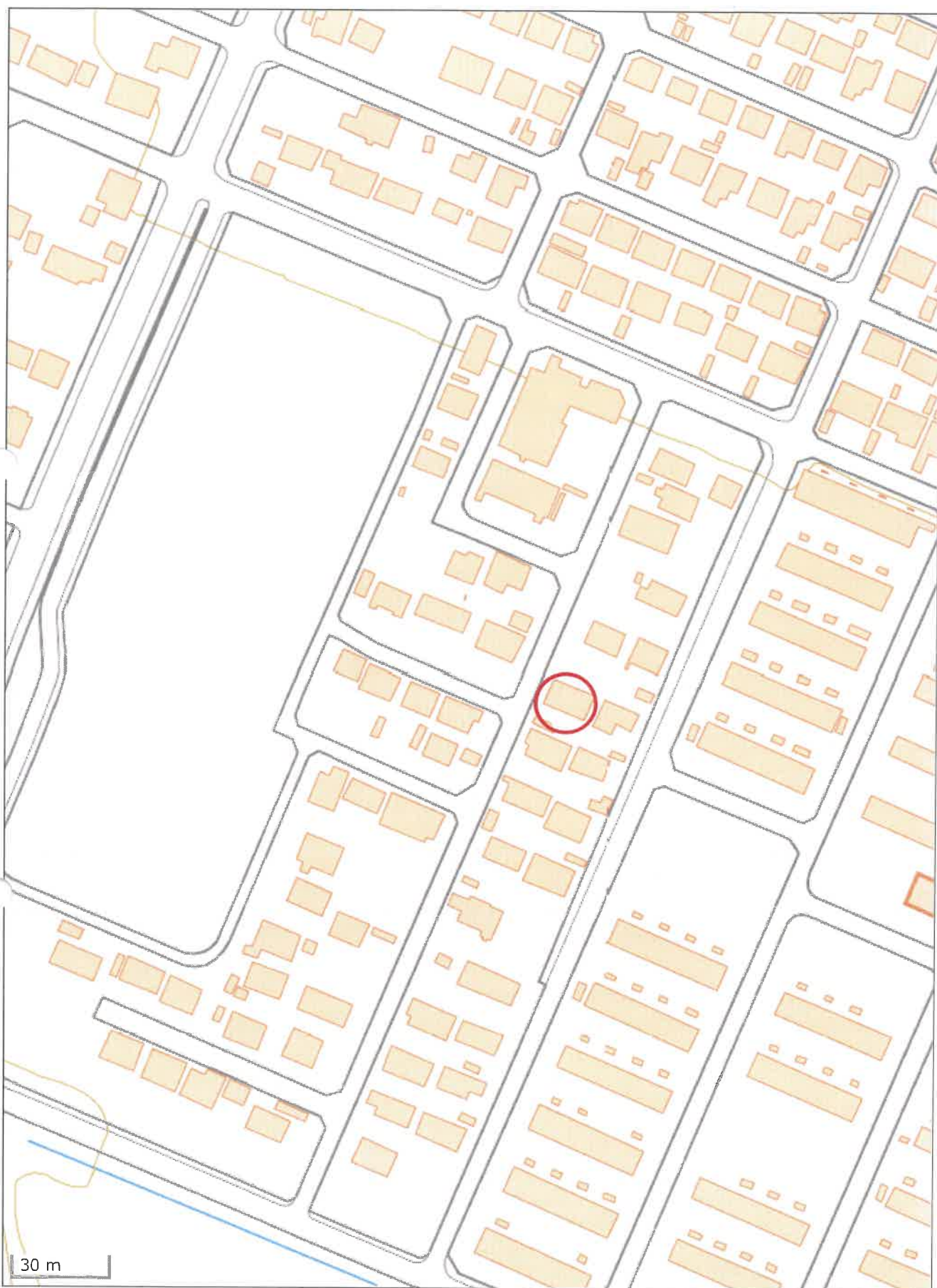
位置図、周辺図、土地建物位置関係図、土地図面写し、建物図面写し、
建物間取図

以 上



位置図

(地理院地図を加工して作成)

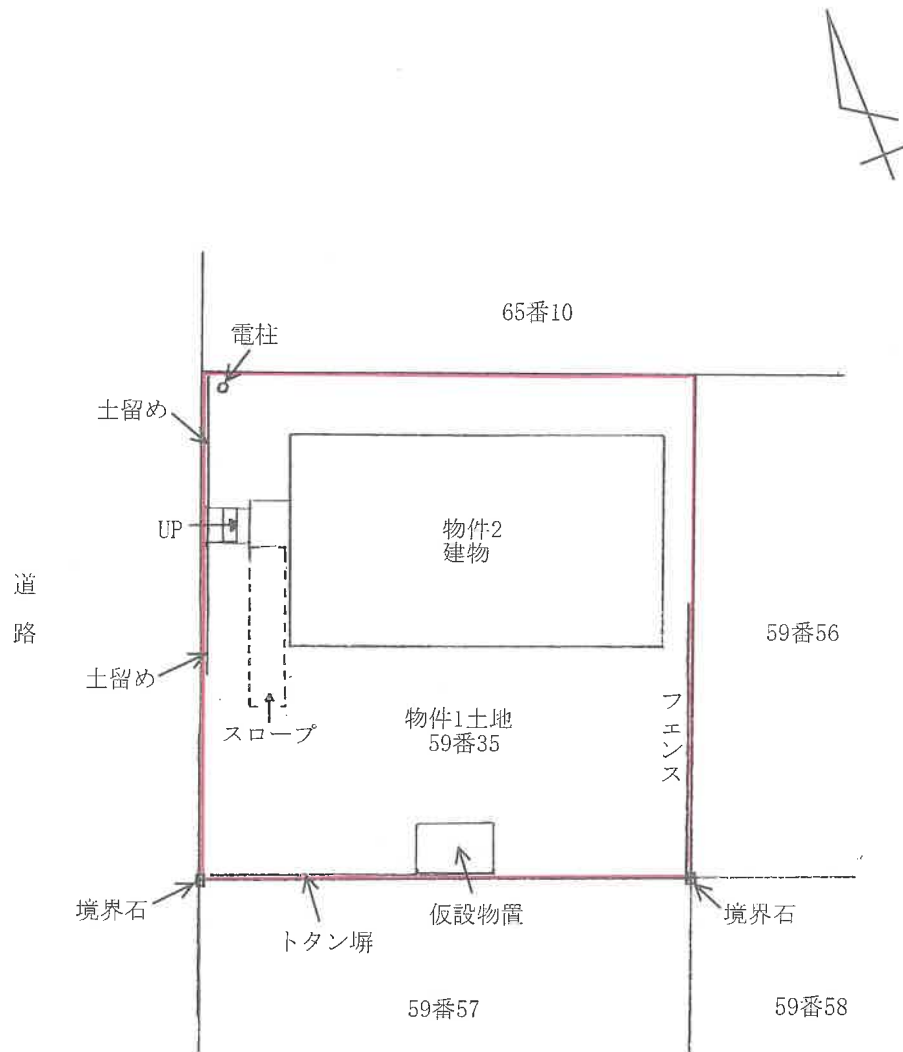


周辺図

(地理院地図を加工して作成)

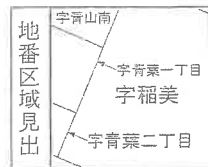
土地建物位置関係図

(概測による配置図であり、測量専門家によるものではありません)





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 国土交通省国土院が公表した座標補正パラメータ(tokachi2003b.par)による修正がされています。



請 求 部 分	所 在 網走郡美幌町字稲美					地 番	59番35			
出 力 尺 寸	1/2500	精 度 区 分	乙一	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X III	分 類	地図に準ずる図面		種 類	地籍図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	昭和44年5月12日		補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

写し (A3判をA4判へ縮小)

令和7年6月5日
釧路地方方法務局北見支局

地図整理番号：M05801

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月19日 釧路地方法務局北見支局

産 界	坑産標の商標	証 界	産界標の商標
⊕	石 杭	⊕	金 属 標
⊗	プラスチック杭	⊗	刻 ミ ()
⊖	コンクリート杭	○	木 杭

𠂔 𠂕 𠂖 𠂗 𠂘

地 番 59-56 59-57. 49-58

網走郡美幌町字稻美

\$5.50

土地所在圖

$$S = 1 : 2,500$$

新・後・前

(A)

59-5
(B)

59-65

(C)

(H)

16.51	X	16.36
-------	---	-------

16 51 X 16 32

NOT A TOTAL LOSS

16.57	X	16.36
-------	---	-------

951 X (1818

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

7.06 X 18.18

270.1036

2

270.1036

$$= 271.0852$$

764 2377

202

128.3508

292.5885

省 聚 作

昭和55年5月19日作製)

人
 知
 母

縮尺 $\frac{1}{500}$

17.6.20

濟入書圖地



整理番号: H06964-1

写し (A3判をA4判へ縮小)

登記年月日：昭和55年10月11日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月5日 釧路地方建設局北見支局

登記官

112044 各階平面図

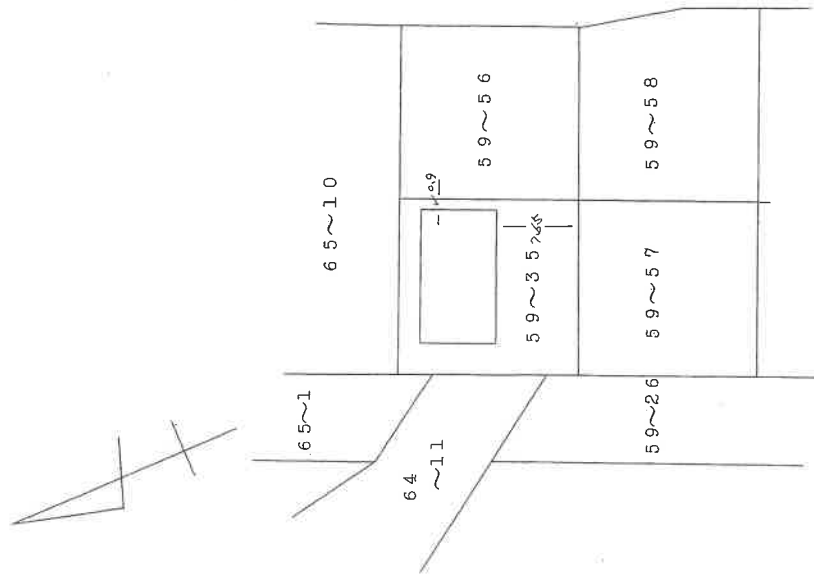


家屋番号 59番35

建物の所在 網走郡美幌町字稻美59番地35

建物図面 各階平面図

55.10.11



12.6

7.2

床面積

$12.6 \times 7.2 = 90.72 \text{ m}^2$

(昭和55年10月9日作製)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(釧路土地家屋調査士会用紙)

78.3, 200 シルバー製

地図整理番号：M05802

写し (A3判をA4判へ縮小)

建物間取図

